

横浜市レクリエーション連合 規約

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、横浜市レクリエーション連合という。

(事務所)

第 2 条 この会は、主たる事務所を神奈川県横浜市内に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この会は、レクリエーションに関わる団体等が連合して活動することにより、多様なレクリエーションをとおして、市民の積極的な健康の維持増進、より良い余暇活動余暇生活の充実、生きがいをづくりに資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 団体・会員交流支援活動事業
- (2) レクリエーション講習関連事業
- (3) その他、この会の目的達成のために必要となる事業

第 3 章 組織

(組織)

第 5 条 この会は、第 3 条の目的に賛同し所定の入会申込書を提出し理事会の承認を得て、規定の会費（入会金、及び年会費）を納入した団体及び「みんなの会」に属するそれぞれの会員により組織する。

2 この会の役員（理事及び監事）は、「みんなの会」に属し、年会費を支払う。

3 「みんなの会」の運営にあたっては、理事会の規定を準用する。

(入会金及び年会費)

第 6 条 この会の入会金及び年会費は次の通りとする：

(1) 入会金

団体会員 10,000 円

「みんなの会」会員 1,000 円

(2) 年会費

団体会員 10,000 円

「みんなの会」会員 1,000 円

(退会)

第 7 条 会員が退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡または退会したとき。
- (2) 会費を納入期限までに納入しないとき。
- (3) その他理事会において、会の名誉を毀損したと認められたとき。

第4章 役員

(種別及び定数)

第9条 この会の役員は、理事10名以上25名以内、監事2名以内とし、理事のうち会長1名、理事長1名、事務局長1名を置くことができる。

(選任等)

第10条 会長及び理事および監事は、理事会内に置かれる「役員候補者選定委員会」の推薦により、理事会の議を経て総会で決する。

- 2 前項の委員会は、会長、理事長、事務局長により構成する。
- 3 理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第11条 会長は、この会の業務を総理し、この会を代表する。

- 2 理事長は、会長及び理事会の議決に基づき、通常の会務を掌理し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 監事は、民法第59条に準ずる職務を行う。

(任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第13条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第14条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 報酬については、理事会の議を経て総会で決する。
- 3 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
- 4 前3項に関し必要な事項は、総会を経て、別に定める。

第5章 総会

(種別)

第15条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成員)

第16条 総会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 各加盟団体の必要により指名された1名を総会構成員とすることができる。
- (2) 「みんなの会」会員

(権能)

第17条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散

- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この会の運営に関する重要事項
(開催)

第18条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の5分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第11条第4項の規定により、監事から招集があったとき。
(招集)

第19条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第20条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第21条 総会は、会員総数の3分の2以上の出席(委任者を含む)がなければ開会することができない。

(議決)

第22条 総会における議決事項は、第19条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第23条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決した会員は、総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者)を付記すること。
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議においてあらかじめ選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 第2項の規定にかかわらず、会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされる事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第6章 理事会

(理事会)

第25条 理事会は、会長、理事長が必要と認めるとき、または理事の三分の一以上若しくは、監事から請求があったとき開催する。

2 この規約第19条第3項及び第22条第2項の規定は、理事会において準用する。この場合

において、「総会」とあるのは「理事会」と、「出席会員および委任状の提出があった者」とあるのは「委任状提出者を含めた理事の過半数の出席」と、「会長」とあるのは「理事

3 長」と、「会員」とあるのは「理事」とそれぞれ読み替えるものとする。

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第26条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第27条 この会の資産は、横浜市レクリエーション連合に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第28条 この会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議を経る。

(会計の原則)

第29条 この会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第30条 この会の会計は、横浜市レクリエーション連合に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第31条 この会の事業計画及びこれに伴う予算は、理事会の議を経て、総会で決する。

(暫定予算)

第32条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の費用は、新たに成立した予算の費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第33条 この会の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第34条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

(長期借入金)

第35条 この会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 規約の変更、解散及び合併

(規約の変更)

第36条 この会が規約を変更しようとするときは、総会に委任状を提出した者を含む出席した会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第37条 この会は、法第31条第1項に掲げる事由により解散する。

2 法第31条第1項第1号の事由によりこの会が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 この会が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(合併)

第38条 この会が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第39条 この会が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する会のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第40条 この会に、この会の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長並びに事務処理及び会計を担当するその他の職員を置くことができる。

3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て、総会で定める。

第10章 雑則

(細則)

第41条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議を経て、総会で定める。

附 則

- 1 この規約は、規約が改正された日（令和 5 年 6 月 16 日）から直ちに施行する。
- 2 この規約改正に伴う当初の役員は、次に掲げる者とする。

木 村 嘉 秋	（ 会長 ）
青 柳 八重子	（ ）
青 山 邦 夫	（ ）
石 井 清 美	（ ）
石 綿 久 嗣	（ ）
大久保 皓 司	（ ）
小 野 恵美子	（ ）
金 江 宏	（ ）
木 村 廣	（ ）
久保田 令 子	（ ）
倉 橋 利 明	（ ）
小 泉 恵 理	（ ）
河 野 千恵子	（ ）
越 山 清 澄	（ ）
柴 家 元 子	（ ）
鈴 木 秀 雄	（ ）
杉 木 信 行	（ ）
竹 川 かほる	（ ）
南 谷 裕	（ ）
濱 田 静 子	（ ）
藤 野 和 子	（ ）
宮 田 幸 子	（ ）
安 本 由起子	（ ）
山 本 美智子	（ ）
釜 谷 純 子	（ 監事 ）
横 山 勝 洋	（ 監事 ）
- 3 この規約改正に伴う役員の任期は、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この規約改正に伴う事業計画及び予算は、第 31 条の規定にかかわらず、総会の定めるところによる。
- 5 この規約改正に伴う事業年度は、第 34 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この規約改正に伴う既存の会員の令和 5 年度の会費の納入については、年会費のみの支払いとし、入会金は必要としない。ただし令和 5 年度の年会費の納入は、令和 5 年度の通常総会前までとする。

【規約（現行役員一覧）】

この規約は、改正された日（令和5年6月16日）から直ちに施行され、会長、理事
監事の確定もなされたことから、速やかに新理事による理事長選出（互選）がなされたので
以下が現行の「役員一覧」である。

会 長	木村 嘉秋
理事長	鈴木 秀雄
理 事	青柳 八重子
理 事	青山 邦夫
理 事	石井 清美
理 事	石綿 久嗣
理 事	大久保 皓司
理 事	小野 恵美子
理 事	金江 宏
理 事	木村 廣
理 事	久保田 令子
理 事	倉橋 利明
理 事	小泉 恵理
理 事	河野 千恵子
理 事	越山 清澄
理 事	柴家 元子
理 事	杉木 信行
理 事	竹川 かほる
理 事	南谷 裕
理 事	濱田 静子
理 事	藤野 和子
理 事	宮田 幸子
理 事	安本 由起子
理 事	山本 美智子
監 事	釜谷 純子
監 事	横山 勝洋